

## 4 新居浜市空家等対策協議会設置要綱

### 新居浜市空家等対策協議会設置要綱

#### (設置)

第1条 この要綱は、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)第7条第1項の規定に基づき、新居浜市空家等対策協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

#### (所掌事務)

第2条 協議会は、空家等対策計画(法第6条第1項に規定する空家等対策計画をいう。)の作成及び変更並びに実施について協議を行う。

2 協議会は、前項に定めるもののほか、空家等の適正な管理に関する事項について協議することができる。

#### (組織)

第3条 協議会は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 会長は会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次に掲げるものから市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 市民団体等の代表者

(2) 法務、不動産及び建築等に関する学識経験者

(3) 空家等対策の推進を行う新居浜市担当部局職員

6 委員の定数は15人以内とする。

7 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

#### (会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、必要に応じて、関係機関等の説明若しくは意見又は助言を求めることができる。

#### (専門部会)

第5条 会長は、協議会から付託される事項について調査検討する専門部会を設置することができる。

#### (事務局)

第6条 協議会の事務局は、空家等に係る施策を所管する課で処理する。

#### (雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

#### 附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。